

## 個人情報保護に関する主な検討課題に対する意見

2006年10月27日

全国消費者団体連絡会

個人情報の適正な取り扱いについて定めた「個人情報の保護に関する法律」は、個人の権利利益を保護するために重要な法律です。法の施行により、個人情報保護に関する意識は全体として向上し、事業者の対応も格差はあるものの、一歩踏み出し取り組みが始まったと捉えています。一方で、プライバシー保護との混同など理解不足による「過剰反応」や、悪質事業者の存在、中小・零細事業者の取り組みの困難性や遅れなどもあり、IT技術による情報流通の急速な増加、消費者トラブル・被害の増加は消費者の不安も増大させています。

トラブル・被害の防止、不信・不安の解消、信頼構築のためには、運用面でのさらなる改善、周知徹底を進めた上で、法制度の見直し検討も含めた対策が必要だと考えます。以下、検討課題の項目に沿って意見を述べます。

### 1. 利用目的について(3.事業者等の取り組み(4)(5)に関して)

利用目的の特定化をよりすすめるための対策が必要です。事業者が定款等に記載された事業全てを目的に掲げたり、第三者提供が前提とされたり、利用目的の特定化がされていません。さらに、委託先への提供、合併等に伴う提供、グループによる共同利用などもあります。利用目的の範囲をさらに限定すべきと考えます。

また、本人の求めに応じて個人情報の利用停止・削除ができるようにすることが必要です。本人が適切に自己情報に関与し、利用の停止・削除など自己選択の機会があることが重要であると考えます。

同様に、本人の関与の観点から、情報入手経路も開示対象とすることが必要です。

### 2. 個人情報取扱事業者について(2.保護の対象と義務の対象(2)、3.事業者等の取り組み(1)に関して)

5000件以下の事業者にも別途対策を求めます。限定することで小規模な悪質事業者を野放しすることとなり、それが消費者トラブル・被害につながります。健全な中小・零細事業者への配慮をしつつも、悪質事業者への監督強化等が必要です。

### 3. 特段の個人情報保護が求められる分野について(3.事業者等の取り組み(1)に関して)

事業者からの個人情報漏洩が引き続き起こっている現状がある中、『医療、金融・信用、情報通信等、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められる分野について、(ガイドラインではなく、)特に適正な取り扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報を保護するための個別法を早急に検討すること』が必要であると考えます。

### 4. 「過剰反応」について(1.総論(2)(3)に関して)

本法についての正しい理解を進めるための広報啓発が必要です。「個人情報」ということばのイメージが先行し、事業者、消費者ともに法の目的・内容についての理解が得られていないことが混乱を招いています。また、その上で、消費者には自分の情報は自分で管理するという考え方の周知も図る必要があります。

以上